

改正

平成22年 3 月26日告示第18号

平成28年12月 8 日告示第109号

平成29年 3 月29日告示第26号

令和 3 年 3 月31日告示第27号

館山市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、館山市（以下「市」という。）の新たな自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等（以下「企業等」という。）の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第 2 条 広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市ホームページ
- (3) その他広告の掲載が可能と市長が認めるもの

(掲載範囲)

第 3 条 掲載できる広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反のおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (4) その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の掲載順位)

第 4 条 掲載が適当と認められた広告の申込みが予定枠を超える場合の掲載順位は、次の順序とする。ただし、同一順位が予定枠を超える場合には、抽選により決定するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する企業等のうち、その事業内容が公共的性格を有するものに係る広告
- (2) 市内に事業所を有する企業等のうち、前号に掲げるもの以外に係る広告
- (3) 前 2 号に掲げるもの以外の企業等に係る広告

(4) その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるものの広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、枠数、掲載料、掲載期間、作成方法等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市広報及び市ホームページ等により公募するものとする。

(有料広告審査委員会)

第7条 有料広告の取扱いに関して必要な審査を行うため、館山市有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に関する一切の経費は、広告主が負うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第18号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年12月 8 日告示第109号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月29日告示第26号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日告示第27号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条第 2 項）

委員長	総務部長
副委員長	総合政策部長
委員	危機管理部長，健康福祉部長，経済観光部長，建設環境部長，教育委員会教育部長